

議案第19号

米原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

米原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき執行機関の附属機関として設置していた米原市生活保護業務検証委員会等の廃止や新たな附属機関として米原市公正職務審査会等を設置するほか、既設の附属機関の統合、委員の任期を変更するため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例

米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の市長の部の米原市生活保護業務検証委員会、米原市民間シェルター設置検討委員会、米原市地域公共交通会議および米原市デイサービスセンター事業者選定委員会の項を削る。

別表第 1 の市長および教育委員会の部の米原市指定管理者選定委員会の項の委員の任期の欄中「2 年」を「左欄第 1 号の委員については 2 年とし、左欄第 2 号および第 3 号の委員については委嘱の日から当該指定管理者の選定が終了するまでとする。」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 米原市立認定こども園運営委員会は、米原市立認定こども園条例第 2 条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。
- 2 米原市指定管理者選定委員会は、次に掲げる施設の区分ごとに置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。
 - (1) 医療関係施設
 - (2) 福祉関係施設
 - (3) 観光関係施設
 - (4) 体育関係施設
 - (5) 社会教育関係施設
 - (6) 人権関係施設
 - (7) 地域コミュニティ関係施設
 - (8) 公園施設

別表第 2 の市長の部の米原市国民保護協議会の項の次に次のように加える。

米原市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)
-----------------	---------------------------------------

別表第 2 の市長の部の米原市情報公開審査会および米原市個人情報保護審議会の項を削り、同部に次のように加える。

米原市情報公開・個人情報保護審査会	米原市情報公開・個人情報保護審査会条例 (令和5年米原市条例第 号)
米原市公正職務審査会	米原市不当要求行為等対策条例(令和5年 米原市条例第 号)

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

米原市付属機関設置条例新旧対照表（改正理由）

改正後						現 行						改正理由
別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						・米原市生活保護業務検証委員会の廃止
付属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	付属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	
市長	略					市長	略					
	米原市公務災害補償等審査会	略					米原市公務災害補償等審査会	略				
							米原市生活保護業務検証委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 弁護士 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から当該諮問に係る審議結果を市長に答申するまで	
							(1) 生活保護業務における不祥事の背景、問題点および課題を検証すること。					
							(2) 不祥事再発防止対策および今後					

	米原市空家略 等対策協議 会							米原市空家略 等対策協議 会	米原市地域 公共交通会 議	次に掲げ25人以内 る事項を調 査審議する こと。	(1) 国県の関 係行政機関の 代表者 (2) 自治会そ の他市民団体 の代表者 (3) 市等の関 係機関および 団体の代表者 (4) 旅客輸送 に関する事業 者および団体 等の代表者 (5) 学識経験 を有する者 (6) 地域公共 交通所管部長	2年	<ul style="list-style-type: none"> 米原市地域公共交通会 議を廃止し、地域公共交 通の活性化及び再生に 関する法律に基づく新 たな協議会として別表 第2に付属機関を定め る。
									(1) 地域 の実情に 応じた適 切な乗合 旅客運送 の態様、運 賃、料金等 に関する こと。				
									(2) 市が 運営する 有償運送 の必要性 および旅 客から収 受する対 価に関す ること。				
									(3) 米原 市地域公 共交通会				

		議すること。 ただし、米原市観光施設PFI事業者選定審査委員会によるものは除く。		知識を有する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	年とし、 左欄第2号および第3号の委員について は委嘱の日から当該指定管理者の選定が終了するまでとする。			議すること。 ただし、米原市観光施設PFI事業者選定審査委員会によるものは除く。		知識を有する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	
--	--	---	--	---------------------------------------	--	--	--	---	--	---------------------------------------	--

備考

- 1 米原市立認定こども園運営委員会は、米原市立認定こども園条例第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。
- 2 米原市指定管理者選定委員会は、次に掲げる施設の区分ごとに置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。
 - (1) 医療関係施設
 - (2) 福祉関係施設
 - (3) 観光関係施設
 - (4) 体育関係施設

備考 米原市立認定こども園運営委員会は米原市立認定こども園条例第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに、米原市指定管理者選定委員会は公の施設を所管する米原市事務分掌条例(平成17年米原市条例第18号)第1条に規定するそれぞれの部ごとおよび米原市教育委員会に置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。

- 別表第1の備考の内容を付属機関ごとに区分し、米原市指定管理者選定委員会は施設分類ごとに設置することについて規定する。

- (5) 社会教育関係施設
- (6) 人権関係施設
- (7) 地域コミュニティ関係施設
- (8) 公園施設

別表第2(第5条関係)

付属機関 の属する 執行機関	名称	根拠法令等の名称
市長	略	
	米原市国民保護協議会	略
	米原市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)
	略	
	米原市職員懲戒審査委員会	略
	略	
	米原市水防協議会	略
	略	
	米原市子ども・子育て審議会	略
	米原市情報公開・個人情報保護審査会	米原市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年米原市条例第 号)

別表第2(第5条関係)

付属機関 の属する 執行機関	名称	根拠法令等の名称
市長	略	
	米原市国民保護協議会	略
	略	
	米原市職員懲戒審査委員会	略
	米原市情報公開審査会	米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)
	略	
	米原市水防協議会	略
	米原市個人情報保護審議会	米原市個人情報保護条例(平成18年米原市条例第5号)
	略	
	米原市子ども・子育て審議会	略

- ・米原市地域公共交通活性化協議会の設置
- ・米原市情報公開・個人情報保護審査会へ統合
- ・米原市情報公開・個人情報保護審査会へ統合
- ・米原市情報公開・個人情報保護審査会の設置

	米原市公正職務審査会	米原市不当要求行為等対策条例 (令和5年米原市条例第 号)				<ul style="list-style-type: none"> 米原市公正職務審査会の設置
略			略			